

様式第2号（第8条関係）

意見等に対する実施機関の考え方

- 1 対象事案名 行橋市教育施設長寿命化計画（案）
- 2 意見等募集期間 令和3年2月1日～令和3年2月22日
- 3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方
<p>P21 小学校劣化状況評価中、「健全度」という指標について、その学校に居る先生や児童の「声」を「満足度」というかたちで捉え、本当に今すぐ工事が必要なのか等、改修の優先度に反映してはどうか。</p>	<p>本計画では、各施設の築年数に応じて、劣化状況が著しい部位の修繕を早急かつ効率的に改善するという観点から、改修の優先順位・平準化の計画においては、築年数及び各施設における各部位の劣化状況という、専門的な視点を踏まえ判断すべきであると考えております（P37参照）。</p> <p>しかし、教育施設の長寿命化を図るためには、定期的な改修工事を行うだけでなく、日常点検や定期点検を行うことで、異常や危険性等を把握し、劣化状況の早期発見及び予防保全に努めることも重要です。</p> <p>よって、本計画を基に教育施設の長寿命化を図るとともに、ご意見にもありました、施設利用者の方々の「声」にも耳を傾け、劣化状況の早期発見及び予防保全に努め、社会変化に適応した、安心・安全な教育施設の確保に努めてまいります。</p>

お問合せ先

行橋市教育委員会 教育総務課 教育政策係

TEL：0930-25-1111（内線1343）